

小樽市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況(平成29年度実績) 【平成29年度 地域子ども・子育て支援事業 事業評価一覧】

※「評価」欄の評価基準

A:事業目標を達成し、結果が得られた。今後この水準を維持する。 B:事業目標をある程度達成したが、今後の改善・検討を要する。 C:事業目標を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。

No.	事業名	事業概要	事業目的(目標)	平成29年度事業評価(改善等)	評価	子ども・子育て会議における評価	事業計画書	中間年見直し	所管課
1	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じてそれらの相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	個々の家庭状況に則した適切なサービス利用が円滑に図られるよう相談・助言や関係機関との連絡調整を実施する。	前年度より引き続き子ども育成課窓口にて専任職員(利用者支援専門員)を配置したことにより、子ども又は保護者の身近な場所において保護者の様々な状況に合わせたサービスの情報提供をし、相談に対する助言等を行うことができた。また、市ホームページ及びfacebookへの掲載並びにパンフレットの配布(子育て支援センター等)を行うことで、保護者への利用者支援事業の存在を広く広報し利用拡大を図った。	A	A	p.21	p.14	子ども育成課
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	地域子育て拠点施設や子育て支援ボランティアなどと連携を図りながら、子育て家庭が孤立しないよう地域で支える取組を進める。また、利用者のニーズの把握に努め、情報化社会の中での周知方法を検討しながら情報発信を行い、積極的な参加を呼びかける。	子育て支援センター「げんき」「風の子」「あそぼ」では、開放事業のほか子育て講座、出向き事業などを実施したほか、つどいの広場事業「わくわく広場」においても開放事業や子育て講座を実施し、親子の交流のほか保護者同士又は子ども同士の交流の場を提供した。保育士などが町内会館に出向き、身近な地域の親子が気軽に集い、交流が出来る場を提供している出向き事業においては、年少人口の減少と相まって各事業への参加組数が減少傾向にあるものの、参加した親子や保護者同士の交流が図られていると評価している。一方で施設を利用していない親子に対し、孤立を防ぐ観点から各施設や実施事業の情報発信を引き続き実施していく必要がある。	A	A	p.21	p.15	子ども育成課
3	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持増進及び経済的負担の軽減のために、国の妊婦健康診査の基準に基づく妊婦健康診査を医療機関において実施し、その費用を公費負担する事業(検査項目①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導、④妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査)	出産費用の軽減及び安心して出産できる環境整備を図るとともに、妊娠期を安全に経過できるよう、妊婦及び胎児の状態を確認し、異常の早期発見に資するものである。	需要量の見込みに対する実績は出生数の減少に伴い、対象者数、健診回数ともに減少しているが、健診の周知に努めた結果、活動指標、成果指標ともほぼ見込みと差は無く、概ね達成されたと考えられる。今後も周知に努めるなどして受診数向上のために引き続き取り組む。	A	A	p.22	p.16	保健総務課
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行うほか、育児相談に応じ、助言その他の援助支援を行う事業	出産後、早期に家庭訪問を実施することにより、育児の相談、助言を行い子育ての孤立化を防ぐとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境整備を図る。	実施率は昨年と同様に高率を維持している。 平成29年度から訪問時にアンケート(エジンバラ産後うつ病質問票・赤ちゃんへの気持ち質問票等)を全戸実施し、産後うつ病及び要支援家庭の早期発見・対応につなげている。また、拒否等で訪問に至らなかった家庭については、電話連絡で状況把握及び乳児健診結果・予防接種状況を確認し、要支援家庭の有無を確認している。 訪問担当者の資質向上を目指し、上記アンケートの聞き取り方のポイント及び母への支援を学ぶ研修会を開催した。 今後も虐待予防の視点を持ちながら母と家族が安心して子育てできるよう、全戸訪問・育児支援を行う。	A	A	p.22	p.17	健康増進課
5	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業) ・要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。	①養育支援訪問事業 保健師による訪問指導において家事援助導入が必要な世帯があったが、ヘルパー派遣についての利用者の同意が得られず、利用実績はなかった。次年度も保健所と連携し、対象世帯の把握及びヘルパーを派遣できる体制を維持する必要がある。 ②要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 平成17年から要保護児童等の早期発見、適切な保護及び適切な支援を図るため、小樽市要保護児童対策地域協議会が設置されている(事務局:子ども福祉課)が、職員の資質向上のため、当該職員1名が専門研修を受講した。また、平成29年度はネットワーク会議を延べ33回開催し、支援の強化を図ることができた。	B	B	p.23		子ども福祉課
6	子育て短期支援事業(ショート・トワイライトステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))	家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、児童や家庭の福祉の向上を図る。	実利用人数としては見込みを下回ったが、3人で延49日間の利用となり、保護者のニーズに対応できた。関係機関から当該事業の利用に関する問合せが増加しており、子育て支援の強化に繋がっている。	A	A	p.23	p.18	子ども福祉課
7	子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡及び調整等を行う事業	より円滑な援助活動が行えるように会員相互の連絡、調整を行う。子育て中の家庭に本事業の周知を図っていくとともに、保護者の希望に沿った援助活動が行えるよう提供会員の確保に努める。	平成29年度においても提供会員養成講習会(6日間、24.5時間)を6月と11月の2回開催し、12名が修了し新たに提供会員として登録された。高齢や世帯事情などにより退会する提供会員がいる中、昨年度比9名増加となった。 援助の利用件数は914件で昨年度比144件増となった。内訳としては保育所・学校等休みの時の援助が最も多く、子どもの習い事の場合の援助及び学童の放課後の預かりも前年度より増加となったが、提供会員が微増という厳しい中、援助依頼に対する調整は適切に実施しており、事業目的を達成した。	A	A	p.24		子ども育成課
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	保育所において一時的に保育を必要とする児童などを預かることにより、保護者の育児負担を軽減する。また、幼稚園、認定こども園においても通常の教育時間以後や土曜日、長期休業期間などに預かり保育を希望する児童を対象に実施することにより、保護者の育児負担を軽減する。	一般型については市内3か所の保育所で実施し、幼稚園型については市内1か所の認定こども園で実施することにより、緊急・一時的な保育を必要とする保護者の希望に対応することができた。 幼稚園型の一時的預かり事業を実施するための職員を確保できずに平成29年度の実施を見送った幼稚園、認定こども園については、いずれも私学助成制度の預かり保育を実施したため、施設を利用する保護者のニーズには、一定程度対応することができた。	B	B	p.24 ~25	p.19	子ども育成課
9	時間外保育(延長保育)事業	保育認定を受けた子どもについて、保育所の開所時間又は日中の利用時間帯(保育短時間)を越えて、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	保育所、認定こども園の開所時間を延長して保育認定を受けた子どもを保育することにより、保護者の多様な就労形態や超過勤務に対応し、仕事と子育ての両立を支援する。	保育必要量が短時間認定となる児童のための延長保育事業については、前年度から2施設増加し、25か所において事業を実施した。 また、開所時間を午後7時まで延長する延長保育事業については、前年度から1施設増加し、25か所中11か所において実施し、利用者のニーズに合わせた事業体制の検討を行った。 事業計画の確保方策の数値と実績値の乖離については、短時間認定を受けた児童が日中の保育時間を越えて延長保育を利用する場合の児童数が確保方策の数値に含まれていないためであり、実際には希望者は全員延長保育の利用ができています。	A	A	p.25	p.21	子ども育成課
10	病児(病後児)保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	感染症の発症等により一時的に保育所等を利用できない病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等することにより、就労する保護者等のニーズに対応する。	現状では、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)で病児(病後児)の預かりを行い、病児(病後児)保育のニーズの一部を補っているのみにとどまっており、本来の病児(病後児)保育事業の実施には至っていない。			p.25		子ども育成課
11	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びの場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	保護者が安心して就労などができるよう放課後の児童の安全・安心な居場所を確保し、適切な遊びや生活を通して児童の健全な育成を図ることを目指す。	平成29年度は平成28年度同様、小学校17か所と勤労女性センター及び塩谷児童センターの計19か所で開設し、児童の安全・安心な居場所の確保に努めた。実績としては、低学年が量の見込みより多く、高学年が少なかった。勤労女性センターにおいては、定員よりも多く入会申込みがあったため年度当初定員超過で受入れた。その後年度途中で申込みのあった3人が一時待機となったが、9月に学童学習室を移設し定員増を図り全員受入れることができたことから、当該年度における目標は達成したと考える。なお、新年度に向け、入会児童の増に対応するため学童学習室の一部拡張を行った。 また全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を確保するため、国が「放課後子ども総合プラン」により示した、「放課後児童クラブ及び放課後子供教室」の検討の場である運営委員会の設置について他市の状況の確認を行った。	A	A	p.26	p.22	子ども育成課 生涯学習課 勤労女性センター
12	実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文具具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	円滑な教育・保育の利用が図られ、子どもの健やかな成長を支援すること。	7施設から補助申請があり、保護者が施設へ払うべき教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の相当額を施設へ補助した。全ての補助申請に対して補助金の交付を行うことができた。				p.23	子ども育成課
13	多様な主体の新制度への参入促進事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	新規参入事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図るもの。	平成29年度については新規に参入する事業者はいなかったため事業は実施しなかった。				p.23	子ども育成課